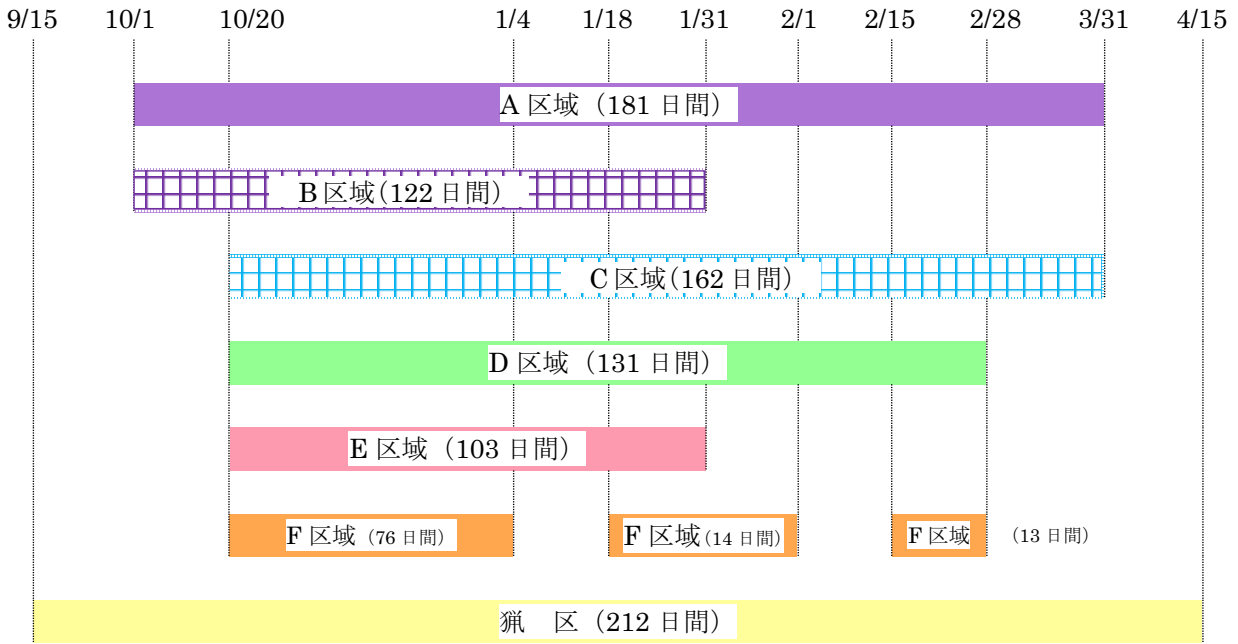


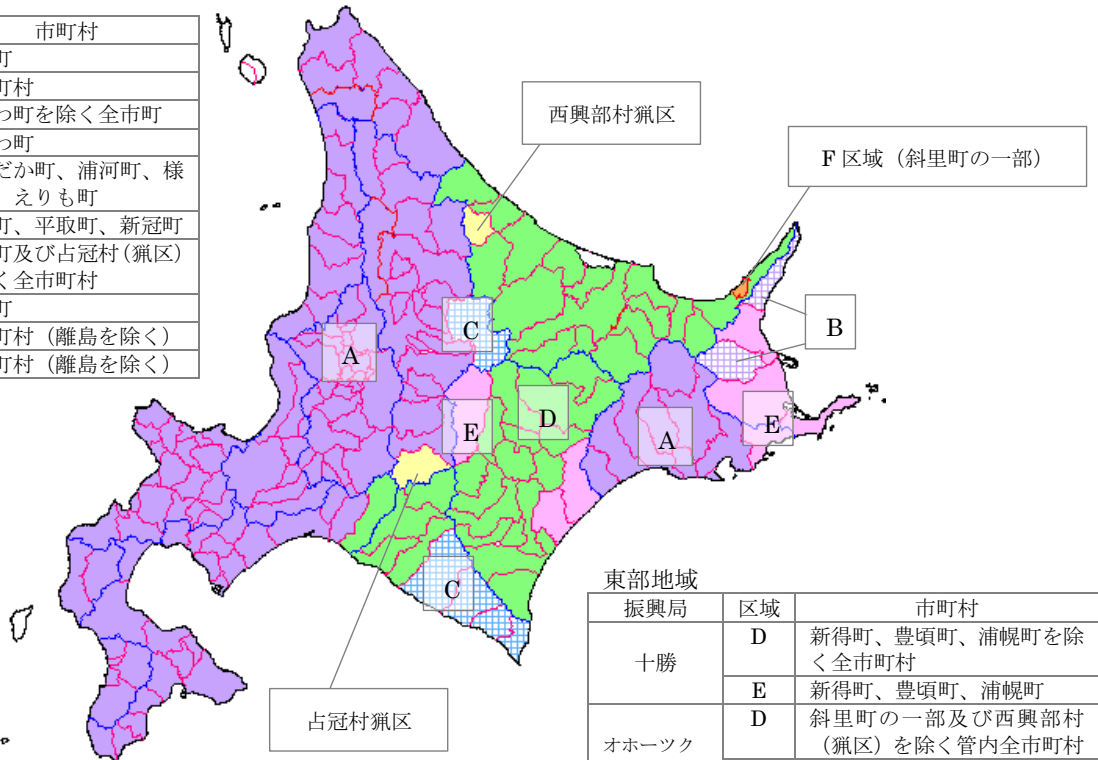
# 平成 30 年度エゾシカ可猟区域



国土地理院承認 平14総複 第149号

## 西部地域

振興局	区域	市町村
空知	A	全市町
石狩	A	全市町村
胆振	A	むかわ町を除く全市町
	D	むかわ町
日高	C	新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町
	D	日高町、平取町、新冠町
上川	A	上川町及び占冠村(猟区)を除く全市町村
	C	上川町
留萌	A	全市町村(離島を除く)
宗谷	A	全市町村(離島を除く)



## 南部地域

振興局	区域	市町村
後志	A	全市町村
渡島	A	全市町(離島を除く)
檜山	A	全町(離島を除く)

## 東部地域

振興局	区域	市町村
十勝	D	新得町、豊頃町、浦幌町を除く全市町村
	E	新得町、豊頃町、浦幌町
オホーツク	D	斜里町の一部及び西興部村(猟区)を除く管内全市町村
	F	斜里町(一部)
釧路	A	浜中町を除く全市町村
	E	浜中町
根室	B	中標津町、羅臼町
	E	根室市、別海町、標津町

※ 一人1日あたりの捕獲上限

メスジカ：制限なし      オスジカ：制限なし（ただし、12月以降の銃猟については、1頭）

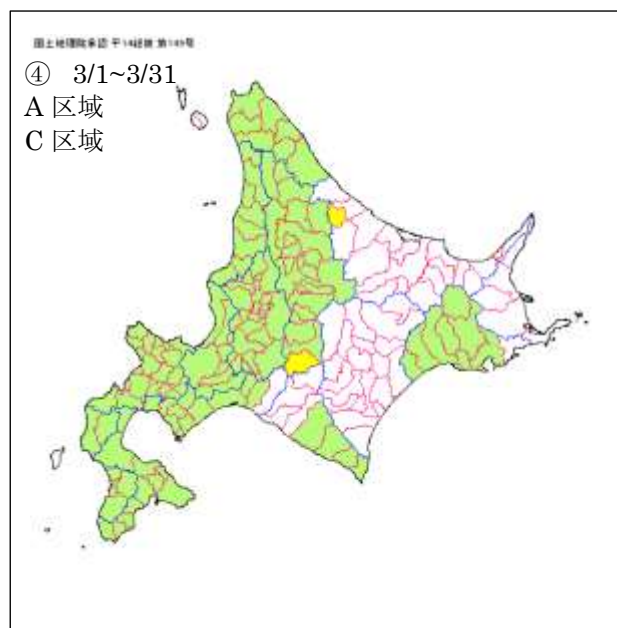
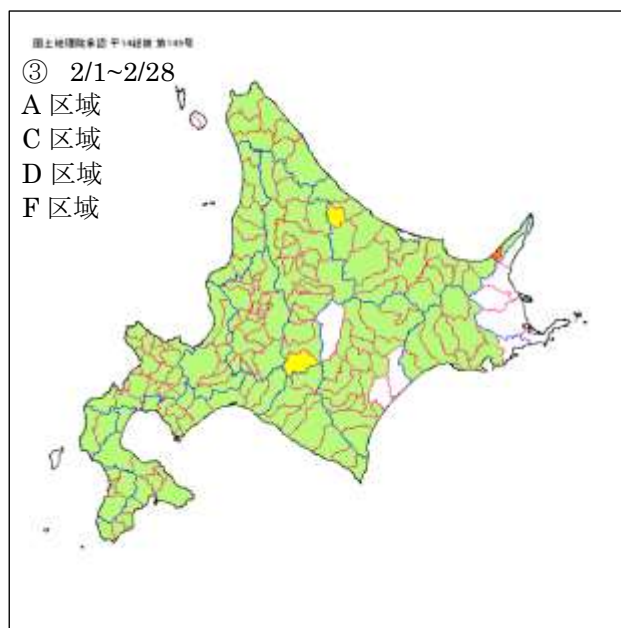
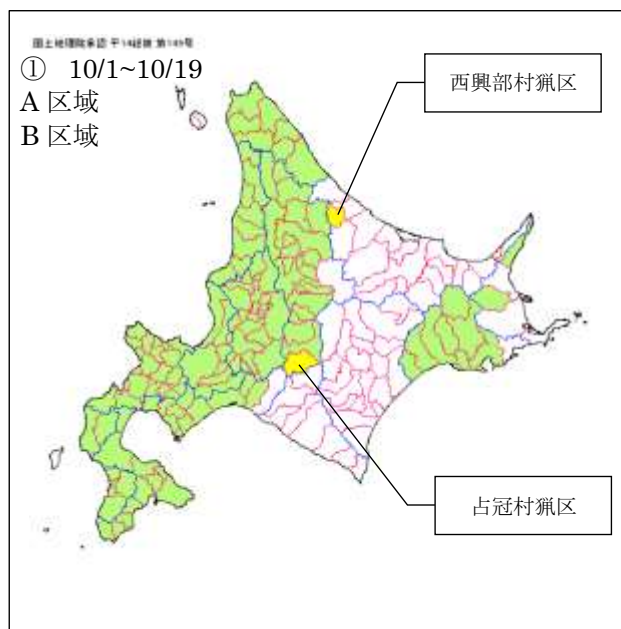
平成 30 年度エゾシカ可猟区域市町村別一覧

区域	可猟期間	地域	振興局	市町村
A 区域	10/1～3/31	東部	釧路	浜中町を除く管内全市町村
		西部	空知	管内全市町
			石狩	管内全市町村
			胆振	むかわ町を除く管内全市町
			上川	上川町及び占冠村（猟区）を除く管内全市町村
			留萌	管内全市町村（離島を除く）
			宗谷	管内全市町村（離島を除く）
		南部	後志	管内全市町村
			渡島	管内全市町（離島を除く）
			檜山	管内全町（離島を除く）
B 区域	10/1～1/31	東部	根室	中標津町、羅臼町
C 区域	10/20～3/31	西部	日高	新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町
			上川 a	上川町
D 区域	10/20～2/28	西部	胆振	むかわ町
			日高	日高町、平取町、新冠町
		東部	オホーツク	斜里町の一部及び西興部村（猟区）を除く管内全市町村
			十勝	新得町、豊頃町、浦幌町を除く管内全市町村
E 区域	10/20～1/31	東部	十勝	新得町、豊頃町、浦幌町
			釧路	浜中町
			根室	根室市、別海町、標津町
F 区域	10/20～1/4 1/18～2/1 2/15～2/28	東部	オホーツク	斜里町（一部）
猟区	9/15～4/15	東部	オホーツク	西興部村（猟区）
		西部	上川	占冠村（猟区）

※ 区域ごとに、可猟期間が異なっているので注意すること。

※ 「鳥獣保護区」や「エゾシカ捕獲禁止区域」などの規制地域がありますので、「鳥獣保護区等位置図」を十分確認してください。

平成 30 年度エゾシカ可猟区域等設定期間（時系列）



※ 西興部村猟区及び占冠村猟区の可猟期間は、9月15日から4月15日まで

※ 斜里町の一部については、10月20日から2月28日までの可猟期間中に2回の中断期間を設定。

平成 30 年度斜里町における可猟区域  
(一部に中断期間設定)

オショコマナイ川以南～オチカバケ川以北の地域  
(鳥獣保護区及びシカ捕獲禁止区域を除く。)の可猟期間  
10/20～1/4、1/18～2/1、2/15～2/28

